

第114期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月27日（月曜日）
午前10時

場所

福井市順化1丁目6番9号
当銀行本店3階会議室

【株主さまへのお願い】

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主総会への当日のご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染回避のため自粛をご検討ください。
また、ご来場を見合わせる場合、書面提出による議決権行使をご推奨申し上げます。

本年は、株主総会にご出席の株主さまへのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第114期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 資本準備金及び利益 準備金の額の減少の件	3
第2号議案 剰余金の処分の件	4
第3号議案 定款一部変更の件	5
第4号議案 取締役8名選任の件	12
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	17
第6号議案 会計監査人選任の件	18
第7号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	19
(添付書類)	
第114期事業報告	20
計算書類	37
連結計算書類	39
監査報告書	41

2022年6月10日

株 主 各 位

福井市順化1丁目6番9号
株式会社**福邦銀行**
取締役頭取 渡 邊 健 雄

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 福井市順化1丁目6番9号 当銀行本店3階会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネット開示事項について

- (1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

当行のホームページ : <https://www.fukuho.co.jp/>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

当行は、財務体質の健全化を図るとともに、経営環境に応じた資本政策の柔軟性及び機動性の確保並びに分配可能額の充実等を目的に、会社法第448条第1項に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全部を取り崩し、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の全額をその他利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

1. 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金5,756,943,846円のうち、1,000,000,000円を減少し、4,756,943,846円といたします。

利益準備金507,840,799円のうち、507,840,799円を減少し、0円といたします。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金の減少額の全額をその他利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、銀行業としての公共性に鑑み、「自己資本の充実」を図りつつ、株主の皆様への「安定した利益還元」による配当実施をすることとしております。この方針に基づき検討いたしました結果、当期の普通株式の期末配当は1株当たり3円とさせていただきたいと存じます。

なお、定款において中間配当ができる旨を定めておりますが、経済・金融市場は依然として先行き不透明な状態が続いていることから当分の間、期末配当1回とさせていただいております。

また、本議案に係る剰余金の配当は、第1号議案の資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件として効力が生じるものといたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

	1株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	3円	193,059,837円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

第3号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めさせていただきたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 2021年10月1日に買入取得及び消却を行ったA種優先株式に係る該当条文（第6条第2項、第8条第1項、第2章の2優先株式及び第17条の2）を削除するものであります。
- (2) 企業統治の観点から取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年以内から、親会社である株式会社福井銀行と同様の1年以内に変更するものであります。（第20条第1項）
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案のとおり第38条（剰余金の配当等の決定機関）及び第39条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第38条（期末配当）及び第39条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（注）変更を要する条文のみ掲げております。

（下線部分は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、8,000万株とする。 <u>2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式8,000万株、A種優先株式600万株とする。</u> (略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当銀行の普通株式およびA種優先株式の単元株式数は、それぞれ、1,000株とする。 2. 当銀行は、第7条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、8,000万株とする。 (削除) (略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当銀行の普通株式の単元株式数は、それぞれ、1,000株とする。 2. (現行どおり)

現行定款	変更案
(略)	(略)
第2章の2 優先株式	(削除)
(A種優先株式)	(削除)
第11条の2 当銀行の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。	(削除)
(A種優先配当金)	
<p>1. 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「A種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	

現行定款	変更案
<p>(A種優先中間配当金)</p> <p>2. 当銀行は、第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>3. ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. (1) 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。</p>	

現行定款	変更案
<p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6. A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p>7. (1) 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2) 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>	

現行定款	変更案
<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>8. A種優先株主は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当銀行に対し、A種優先株式の取得を請求することができるものとし、当銀行は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当銀行の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>9. 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p>	

現行定款	変更案
<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日(以下「一斉取得日」という。)に、A種優先株式(一斉取得日の前日までに、第8項に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第9項に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。)の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>11. 第40条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>2. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(期末配当) 第38条 当銀行は、毎年3月31日を基準日として、剰余金の期末配当を行う。</p> <p>(中間配当) 第39条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当銀行の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
1	再任 わた なべ たけ お 渡 邊 健 雄 (1959年12月14日)	1982年4月 大蔵省（現財務省）入省 2007年7月 九州財務局理財部長 2009年7月 東海財務局理財部長 2010年7月 関東財務局管財第一部長 2011年7月 理財局管理課長 2013年6月 独立行政法人造幣局総務部長 2014年7月 北海道財務局長 2015年10月 当行顧問 2016年6月 当行代表取締役頭取（現任）	普通株式 6,000株
	取締役候補者とした理由 2016年6月より代表取締役頭取を務め、主要財務局長などの実績も踏まえ、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。		
2	再任 はやし だ かず ひろ 林 田 和 博 (1970年5月17日)	1993年4月 当行入行 2010年6月 当行総務部人事課長 2012年11月 当行総務部付部長 2015年4月 当行事務部付部長 2015年6月 当行事務部長 2020年1月 当行営業統括部長 2020年6月 当行取締役企画部長（現任）	普通株式 0株
	取締役候補者とした理由 2012年より本部部長を歴任し、2020年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>こ ばやし いく お</small> 小林 郁夫 (1964年2月8日)	1986年4月 当行入行 2004年6月 当行総務部人事課長 2010年6月 当行日の出支店長 2012年4月 当行神明支店長 2014年6月 当行春江支店長 2016年6月 当行総務部長 2018年6月 当行取締役総務部長（現任）	普通株式 5,000株
取締役候補者とした理由 2010年6月より営業店の支店長を務め、2018年6月から取締役として総務部長を務めており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なか むら たけし</small> 中 村 毅 (1963年12月25日)	1986年4月 当行入行 2005年4月 当行営業統括部営業企画課長 2009年11月 当行社支店長 2011年10月 当行花堂支店長 2012年6月 当行企画部副部長 2013年10月 当行小浜支店長 2014年6月 当行企画部副部長 2018年6月 当行取締役事務部付部長 2019年2月 当行取締役融資部長 2020年1月 当行取締役業務支援部長（現任）	普通株式 8,750株
取締役候補者とした理由 2009年11月より営業店の支店長を務め、2018年6月から取締役として本部各部の部長を務めており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
5	※ こ ばやし よし ひと 小林 義史 (1969年3月26日)	1992年4月 株式会社福井銀行入行 2008年6月 同行本店営業部副部長 2009年7月 同行花月支店副支店長 2012年5月 同行種池支店長 2013年7月 同行営業グループ法人営業チームサブリーダー兼営業推進室長 2015年4月 同行営業支援グループ法人営業支援チームリーダー 2017年4月 同行経営企画グループ経営企画チームリーダー 2018年4月 同行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼人づくり革命プロジェクトチームリーダー 2019年11月 同行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼人づくり革命プロジェクトチームリーダー兼アライアンス企画プロジェクトチームリーダー 2020年6月 同行コンサルティンググループマネージャー兼アライアンス企画プロジェクトチームリーダー 2021年1月 同行コンサルティンググループマネージャー 2021年6月 同行執行役コンサルティンググループマネージャー 2021年10月 同行執行役(現任) 2021年10月 当行顧問(現任)	普通株式 0株
取締役候補者とした理由 2008年6月より福井銀行の主要営業店の要職に就き、2013年7月より福井銀行の本部部署を経験し、2021年6月より福井銀行では執行役として、また10月からは当行の顧問を務めており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としています。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
6	再任 たき なみ し おり 瀧波史織 (1973年2月10日)	2001年5月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2005年6月 シティグループ・アドバイザーズ株式会社入社 2007年1月 フィデリティ投信株式会社入社 2012年12月 証券取引等監視委員会入庁 2015年1月 金融庁入庁 2016年5月 日華化学株式会社入社 2017年6月 当行顧問 2020年6月 当行取締役（現任）	普通株式 0株
	取締役候補者とした理由 金融機関においての長年の勤務経験を活かし、金融庁等での勤務経験を積み、2017年6月から当行顧問、2020年6月より取締役に務めており銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、当行の持続的な成長と企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。		
7	※ なか がわ ただ ひろ 中川忠洋 (1958年4月23日)	1981年4月 株式会社福井村田製作所入社 2006年11月 同社生産技術部部長 2008年4月 株式会社村田製作所生産技術開発1部部長 2012年8月 株式会社出雲村田製作所取締役事業所長 2016年7月 株式会社福井村田製作所取締役事業所長 2019年10月 同社代表取締役社長 2021年4月 同社退任 2021年10月 株式会社ナカテック顧問（現任） 2021年11月 株式会社福井キャピタル&コンサルティング エグゼクティブアドバイザー（現任） 2022年1月 株式会社東京ウェルズ顧問（現任）	普通株式 0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 2012年8月より株式会社出雲村田製作所の経営に取締役として参画し、2019年に株式会社福井村田製作所の代表取締役に務め、現在は会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし数々の会社の顧問を務めています。その知識と経験をもとに、地域経済の発展や当行の経営全般に有益な助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
8	※ にし じま やす たか 西島 康隆 (1970年12月7日)	2007年11月 サインポスト株式会社入社 2008年5月 同社取締役グローバルITソリューション事業部長 2009年3月 同社取締役グローバルITソリューション事業部長兼金融システム事業部長 2010年5月 同社金融統括役員 2011年11月 同社常務取締役金融統括役員 2013年3月 同社常務取締役金融システム事業部長 2018年5月 同社専務取締役金融システム事業部長(現任)	普通株式 0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 金融系システム開発会社勤務を経て金融機関の基幹業務システム構築案件等を経験し、現在はサインポスト株式会社にて専務取締役を務めています。当行の勘定系移行にも携わり、当行の組織やシステムも熟知しており、また、地方銀行とのネットワークも豊富で、ITガバナンスの観点からも高度な提言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 中川忠洋、西島康隆の両氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役と有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約をできる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役候補者である中川忠洋、西島康隆の両氏の選任が承認可決された場合は、当行と各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠監査役として選任をお願いする増田仁視氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当行の株式数
増田仁視 (1952年4月23日)	1982年6月 公認会計士 増田仁視事務所 所長 (現任) 2007年5月 福井経済同友会 代表幹事 就任 (～2011年5月) 2010年1月 越前市監査委員 (～2018年1月) 2016年6月 日本公認会計士協会北陸会 副会長 福井 県部会長 (現任) 2019年6月 日本公認会計士協会 理事 (現任)	普通株式 0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田仁視氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 増田仁視氏は、公認会計士として培われた専門的な知識を有しておられ、日本公認会計士協会北陸会の副会長、福井県部会長、理事を務められるなど公職経験も豊富に有しておられます。また、企業経営にも携わっており、監査役に就任された場合に、その知識、経験等を当行の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、増田仁視氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 会計監査人選任の件

当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として有限責任あずさ監査法人の選任をお願いしたいと存じます。

1. 監査役会がEY新日本有限責任監査法人に代えて、有限責任あずさ監査法人を会計監査人候補者とした理由

現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査が期待できることに加え、親会社である株式会社福井銀行と会計監査人を統一することにより、同行との連結決算の一元的な管理体制の確立と監査の効率化も図ることができるため、有限責任あずさ監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制について監査役会が総合的に検討した結果、適任と判断したことから、選任をお願いするものであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

名 称	有限責任あずさ監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号		
沿革	1969年7月	監査法人朝日会計社設立	
	1985年7月	新和監査法人（1974年12月設立）と合併し、監査法人朝日新和会計社設立	
	1993年10月	井上斉藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする	
	2004年1月	あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする	
	2010年7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任あずさ監査法人とする	
概要 (2021年12月末現在)	設立年月	1969年7月	
	資本金	3,000百万円	
	構成人員	公認会計士	3,036名
		その他の監査従事者	2,164名
		その他職員	727名
		合計	5,927名
	監査証明業務	3,674社	

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役三田村俊文、神澤重明、丹尾正己、三田村謙の四氏に対し、在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退職慰労金の金額は、当行の役員退職慰労金支給内規に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金支給基準により決定されるため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
三田村 俊 文	1962年 当行取締役 現在に至る。
神 澤 重 明	2009年 当行取締役 現在に至る。
丹 尾 正 己	2014年 当行取締役 現在に至る。
三田村 謙	2018年 当行取締役 現在に至る。

(注) 取締役神澤重明及び丹尾正己の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

(添付書類)

第114期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

ここに当行グループ第114期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の営業の概況と決算につきまして、ご報告申し上げます。

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、当行、連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。その主要な事業内容は次のとおりです。

当行は、銀行業務として預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、外国為替、社債受託及び登録、付帯業務として国債等の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険・生命保険の窓口販売等を行い、連結子会社である福邦カード(株)は、クレジットカード及び信用保証の業務を行っております。

【金融経済環境】

当行グループの主たる営業基盤である福井県内経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの緩やかに持ち直しております。生産活動は持ち直しており、個人消費も持ち直しつつあります。公共投資は前年を下回り、住宅投資は持ち直しつつあります。なお雇用情勢は緩やかに持ち直しております。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響も各種政策の効果もあって持ち直していくことが期待されますが、感染症による影響や供給面での制約、ウクライナ情勢の影響による原材料価格等の動向による地域経済への下振れにも十分注意する必要があると考えます。

【事業の経過及び成果】

当行は、2019年9月より福井銀行との包括提携の検討を開始し、2020年3月に地域経済の発展に向けた包括提携「Fプロジェクト」を締結、2021年10月に普通株式による第三者割当増資の引き受けを福井銀行が行い、福邦銀行を子会社化しました。両行は、1つの金融グループとして、シナジーの創出と効果の最大化を図りながら、一層の地域経済の持続的発展への貢献とそれまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供に努めてまいります。

法人及び事業主のお客さま向けには、「徹底した本業支援」を掲げ、補助金申請支援やビジネスマッチング、後継者不在先への事業承継支援等の各種コンサルティングに取組み、資金需要を創造する提案営業を展開しております。長期化する新型コロナウイルス感染症にて地域のお客さまが抱える課題に対し、当行のコンサルティングに加え、福井銀行と連携したセミナーや商談会等の開催など幅広く取り組んでおります。

個人のお客さま向けには、お客さま本位の営業、お客さまに対する生活支援を強化すべく、個人の身近なお悩みや相談に応える金融サービスを行ってまいります。CRM/SFAシステムの運用によりお客さまの情報を収集し、課題やニーズを想定し、お客さまの課題解決を図ってまいります。営業体制として、2021年11月に分散していた本部営業部門を福銀センタービルに集約し、営業強化を図っております。

効率的な業務運営に向けた取り組みとしては、両行の本部機能統合を目的として、2022年3月に福井銀行本店ビル内に一部の本部部署を移転し、拠点の共通化を図っております。

当期の連結ベースでの業績は、次のような営業成績を収めることができました。

主要勘定につきましては、預金は、法人預金の増加等により、期末残高は前期末比6億80百万円増加して、4,372億41百万円となりました。

貸出金は、事業性融資が増加したこと等により、期末残高は前期末比117億63百万円増加して、3,251億26百万円となりました。

また、有価証券は、リスク管理と効率運用に努め、期末残高は前期末比339億26百万円減少して621億55百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比7億36百万円減少の80億12百万円となりました。また、経常費用は、有価証券売却損の増加に加え、グループ間における与信管理方法の統一に伴い与信関係費用が増加したこと等から、前期比21億98百万円増加して104億90百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比29億35百万円減少し、24億77百万円の経常損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益の減少に加え、固定資産の減損損失を計上したことにより、前期比36億64百万円減少の34億2百万円の当期純損失となりました。

【当行及び連結子会社の対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、低金利の長期化、技術革新に伴うデジタル化の進展、異業種からの参入等により、大きく変わりつつあり、また厳しい状況にあります。このような環境の中、当行はお客さまとの間で長く続いた親密な関係を維持・強化し、ニーズに応じた金融サービスを提供する地域密着型金融の推進を基本に、外部機関との連携等を強化しつつ、お客さまへの「本業支援」「生活支援」を重要課題として取り組んでいます。更に、2019年9月に、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした株式会社福井銀行との包括提携の検討を公表し、2020年3月に同提携を「Fプロジェクト」として公表し、諸施策を実施しております。また同プロジェクトにおける業務提携の更なる加速と深化を目的に、2021年1月に両行の資本提携に係る基本合意を締結、2021年10月に普通株式による第三者割当増資を実施いたしました。当行と福井銀行は、1つの金融グループとして、シナジーの創出と効果の最大化を図りながら、一層の地域経済の持続的発展への貢献とそれまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供に努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	9,022	8,687	8,749	8,012
経常利益 又は経常損失(△)	777	244	458	△2,477
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	259	219	261	△3,402
包括利益	297	△1,049	471	△3,218
純資産額	21,888	20,671	20,925	16,501
総資産	470,561	444,328	485,407	480,198

〔注〕 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	427,790	417,742	436,774	437,476
定期性預金	240,802	223,001	211,041	202,628
その他	186,987	194,740	225,732	234,848
貸 出 金	307,373	306,168	313,174	324,974
個人向け	88,861	87,489	86,015	88,960
中小企業向け	159,944	165,841	173,018	170,844
その他	58,567	52,837	54,140	65,170
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	90,493	98,750	96,451	62,524
国 債	13,813	11,989	11,232	6,280
その他	76,680	86,761	85,219	56,244
総 資 産	470,350	444,141	485,279	480,114
内国為替取扱高	1,082,182	1,100,030	1,046,685	913,011
外国為替取扱高	百万ドル 14	百万ドル 9	百万ドル 9	百万ドル 5
経 常 利 益 又は経常損失 (△)	764	240	466	△2,457
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	247	216	270	△3,380
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	円 銭 5 54	円 銭 4 55	円 銭 6 28	円 銭 △70 96

[注] 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末
	銀 行 業
使 用 人 数	389人
平 均 年 齢	40年6月
平 均 勤 続 年 数	17年10月
平 均 給 与 月 額	307千円

- [注] 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福邦銀行

福井県:33店	本店営業部、武生支店、敦賀支店ほか30店
石川県:2店	金沢支店、小松支店
京都府:3店	京都支店、舞鶴支店、東舞鶴支店
大阪府:1店	大阪支店

- [注] 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を37カ所設置しております。
 2. 上記には店舗内店舗方式の店舗が6カ店含まれております。

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
 該当ありません。

ロ カード業

福邦カード(株)：本社（福井県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	437
カード業	—
合計	437

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	敦賀支店店舗新築工事	164
合計		164

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社の 当行に対する 議決権比率	その他
(株) 福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	銀行業	百万円 17,965	% 51.98	—

[注] 当年度末において連結親会社は上記の1社であります。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
福邦カード(株)	福井市日之出4丁目11番13号	クレジットカード業 金融業 信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—

[注] 当年度末において連結子会社等は上記の1社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
7. 株式会社福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井県JAバンク（福井県内に本店を置く全ての銀行・信用金庫・農協/県信連）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
8. 株式会社北陸銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
9. 株式会社福井銀行と、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした包括提携（略称Fプロジェクト）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

2021年度末現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
三田村 俊 文	取締役会長	——	
渡 邊 健 雄	取締役頭取 (代表取締役)	——	
小 林 郁 夫	取締役総務部長 市場業務管理室担当	——	
中 村 毅	取締役業務支援部長	——	
林 田 和 博	取締役企画部長 営業統括部担当	——	
三田村 謙	取締役	(株)フォードコーポレーション 代表取締役社長	
瀧 波 史 織	取締役	——	
神 澤 重 明	取締役 (社外取締役)	——	
丹 尾 正 己	取締役 (社外取締役)	福井県観光開発(株) 代表取締役社長	
南 出 暁 弥	監査役 (常勤監査役)	——	
上 野 嘉 蔵	監査役 (社外監査役)	——	
森 口 功 一	監査役 (社外監査役)	弁護士 福井さくら法律事務所代表	

- [注] 1. 取締役神澤重明及び丹尾正己の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役上野嘉蔵及び森口功一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する固定報酬を基本的枠組みとしております。

「基本報酬（金銭報酬）」は、役員の役割（兼務状況も含む）及び職責等に相応しい水準とすることを方針としています。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて各担当職務、各期の業績、貢献度、業界の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に取締役会から委任を受けた代表取締役頭取が各取締役の報酬額を決定し、毎月固定額を支給する報酬であります。

「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に役員の退任時の報酬月額を在任期間に乗じて査定する退職慰労金及び在任中の功績に応じて支給する功労金を「役員退職慰労金支給内規」に基づき毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給する報酬であります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	9名	52 (9)	43	－	－	9
監査役	3名	12 (1)	11	－	－	1
計	12名	64 (10)	54	－	－	10

[注] 1. 上記のほか、使用人兼取締役に対する使用人給与相当額25百万円を支払っております。

2. 当行取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第109期定時株主総会において年額78,400千円以内(うち社外取締役4,800千円)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。

当行監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第104期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. 役員賞与の支給はありません。

4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の合計欄に括弧内書きしております。

5. 当行は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役頭取渡邊健雄が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び使用人兼取締役の使用人給与相当額です。
 これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の各担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることによるものです。
 当事業年度は、当該手続きを経ての取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、その保険料は全額当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況			
	法 人 等 名	役 職 名	同社との取引	そ の 他
神 澤 重 明	—	—	—	
丹 尾 正 己	フクイボウ (株)	取 締 役	与信取引	
上 野 嘉 蔵	—	—	—	
森 口 功 一	福井さくら法律事務所	代 表	—	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
神澤重明	12年9ヵ月	取締役会13回中13回	議案審議等につき、金融業界の専門的な知識と経験をもとに必要な発言を行っております。
丹尾正己	7年9ヵ月	取締役会13回中12回	議案審議等につき、経験豊かな企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。
上野嘉蔵	5年9ヵ月	取締役会13回中13回 監査役会12回中11回	会社役員としての豊富な経験と知見を有し、大所高所から適宜質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。
森口功一	5年9ヵ月	取締役会13回中13回 監査役会12回中12回	弁護士として、高度な能力・識見をもって専門的な見地から質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
神澤重明	会社法第425条第1項第1号八に定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。
丹尾正己	同上
上野嘉蔵	同上
森口功一	同上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	8	—

(注) 報酬等には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含んでおります。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

普通株式	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	65,133千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	1,275名
------	--------

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福井銀行	33,333千株	51.79%
株式会社みずほ銀行	1,450	2.25
株式会社クオードコーポレーション	1,400	2.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,399	2.17
三田興産株式会社	1,327	2.06
三田村俊文	1,296	2.01
中央日本土地建物株式会社	850	1.32
みずほ証券株式会社	704	1.09
明治安田生命保険相互会社	650	1.01
ベルテクス株式会社	615	0.95

- [注] 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式780,055株を控除し、小数点3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 池田裕之 指定有限責任社員 西田裕志	37	24

(注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、62百万円でありま
す。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. その他の報酬等は、消費税適正化に係る支援業務及び資本政策立案に係る支援業務によるものであります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該

決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人に関するその他の事項

該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役会にて下記のとおり決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。
法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。
コンプライアンス統括部署をコンプライアンス室とし、コンプライアンスの一元管理を行っている他、常勤の取締役、本部各部の部長及び常勤監査役が、定期的にコンプライアンスについての情報連絡・意見交換を行い全行的なコンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンスの実効性を高めることを目的としたコンプライアンス委員会を設置するものとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。
「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理基本規程を定めております。

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）に区分し、担当部及び管理規程を定めるものとしております。企画部は、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。
取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
上記①の体制等のほかに、本部、営業店とも部店長をコンプライアンス責任者とし、毎月、各部店においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、コンプライアンスに関し、コンプライアンス責任者に相談しづらい内容や、何らかの理由によりコンプライアンス責任者に相談できない場合は、直接、コンプライアンス室に相談し、判断を受けるためのコンプライアンス相談窓口を設置しております。
当行は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、公益通報制度を設けております。
内部監査部署である監査室は監査役と連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。
コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。
- ⑥ 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。
当行企画部担当役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査室は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢及びコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。
関連会社の役職員が、当行のコンプライアンス統括部門であるコンプライアンス室に相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は監査業務の補助を行うよう監査室の使用人に依頼することができるものとしており、監査室長はこれに応じるものとしております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。
また、監査役が、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。

(2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、常勤取締役、常勤監査役及び本部各部長をメンバーとするコンプライアンス委員会を当事業年度に8回開催し、頭取が委員長となりコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。
当行は公益通報制度を確立するとともに、自己のコンプライアンス・チェックの報告と不正行為の内部通報を目的としたコンプライアンス・チェックメールを全役職員に毎月1回不定期に配信し、法令遵守意識の高揚を図るとともに、不正行為等の早期発見に努めております。加えて、監査室は内部監査計画に基づき、各部店の内部監査を定期的の実施しております。

- ② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。
- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は13回開催しております。また、会長、頭取及び常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行企画部担当役員が子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。加えて、子会社等管理規程を整備し四半期毎に業務内容の報告を受けております。また、監査室は子会社の業務全般について監査を実施しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役に報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第114期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	86,236	預当座預金	437,476
現預金	6,339	当座預金	14,526
預け	79,896	普通預金	212,485
有価証券	62,524	貯蓄預金	1,339
国債	6,280	通知預金	1,396
地方債	1,994	定期預金	196,257
社債	18,336	定期積	6,370
株	3,636	その他の預金	5,101
その他の証券	32,277	借入金	22,000
貸付金	324,974	借入金	2,934
形付付越替	2,198	未払法人税等	49
手貸貸	15,527	未払費用	250
引形書座	284,326	前受	221
国為預	22,921	前払	263
外国店預	86	従業員預り	263
その他預	86	業補派生	0
その他預	5,710	業融一	197
前未金	11	産除	126
融商品等差入担保	215	の他の負債	58
その他の定	1,200	賞与引当	1,767
有形固定資産	4,283	退職給付引当	214
建物	3,033	役員退職慰勞引当	679
土地	808	睡眠預金戻引当	110
資産	1,839	偶発損失引当	47
固定資産	96	再評価に係る繰延税金負債	38
資産	288	支払承	215
資産	912		135
資産	876	負債の部合計	463,851
資産	36	(純資産の部)	
延税引	334	資本	9,800
繰倒	135	本剰余金	5,756
	△ 3,834	資本準備金	5,756
		利益剰余金	315
		利益準備金	507
		その他の利益剰余金	△ 192
		繰越利益剰余金	△ 192
		自己株	△ 288
		株主資本合計	15,584
		その他の有価証券評価差額金	239
		土地再評価差額金	438
		評価・換算差額等合計	678
		純資産の部合計	16,263
資産の部合計	480,114	負債及び純資産の部合計	480,114

第114期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	利益	7,942
経常	費用	5,738
経常	利益	2,204
経常	費用	45
経常	利益	2,159
経常	費用	830
経常	利益	1,329
経常	費用	2,257
経常	利益	1,072
経常	費用	5,201
経常	利益	571
経常	費用	2,064
経常	利益	365
経常	費用	1,696
経常	利益	215
経常	費用	0
経常	利益	152
経常	費用	152
経常	利益	0
経常	費用	0
経常	利益	8
経常	費用	8
経常	利益	0
経常	費用	1,275
経常	利益	1,275
経常	費用	0
経常	利益	14
経常	費用	△ 357
経常	利益	△ 343
経常	費用	3,380

第114期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	86,236	預 金	437,241
有 価 証 券	62,155	借 用 金	22,000
貸 出 金	325,126	そ の 他 負 債	3,117
外 国 為 替	86	賞 与 引 当 金	216
そ の 他 資 産	6,119	退 職 給 付 に 係 る 負 債	574
有 形 固 定 資 産	3,033	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110
建 物	808	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	47
土 地	1,839	偶 発 損 失 引 当 金	38
リ ー ス 資 産	96	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	215
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	288	支 払 承 諾	135
無 形 固 定 資 産	913	負債の部合計	463,696
ソ フ ト ウ ェ ア	876	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	37	資 本 金	9,800
繰 延 税 金 資 産	302	資 本 剰 余 金	5,756
支 払 承 諾 見 返	135	利 益 剰 余 金	480
貸 倒 引 当 金	△ 3,911	自 己 株 式	△ 288
		株 主 資 本 合 計	15,749
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	239
		土 地 再 評 価 差 額 金	438
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	73
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	752
		純資産の部合計	16,501
資産の部合計	480,198	負債及び純資産の部合計	480,198

第114期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 入	8,012
資 産	金 運 用 収 入	5,746
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当	4,149
	有 価 証 け の 他 の 受 入 利 当	1,514
	預 そ の 他 の 引 業 経 常 収 入	77
	役 そ の 他 の 株 債 却 の 他 の 債 権 取 立	4
		1,095
		647
		523
		423
		18
		80
経常	費 用	10,490
資 産	金 調 達 費	47
	預 そ の 他 の 支 払 利 息	40
	役 そ の 他 の 引 業 経 常 費	7
		847
		2,257
		5,276
		2,061
		0
		1,691
		215
		0
		152
経常	損 益	2,477
特 殊	固 定 資 産 処 分 損 益	8
	固 定 資 産 処 分 損 失	0
	減 損 損 失	1,275
税 法 法 当 非 親	金 人 等 税、 人 期 調 整 税 等 純 属 す る 当 期 純 損 失	3,744
		14
		△ 357
		△ 342
		3,402
		—
		3,402

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田裕之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田裕志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い銀行の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 福邦銀行 監査役会

常勤監査役	南	出	暁	弥	㊟
社外監査役	上	野	嘉	蔵	㊟
社外監査役	森	□	功	一	㊟

以 上

× 毛
